

(第14号議案)

中野区区政情報の公開に関する条例新旧対照表

改正案	現行
<p>目次 (略)</p> <p>第1章 (略)</p> <p>第2章 区政情報の公開手続</p> <p>第7条～第11条 (略)</p> <p>(費用)</p> <p>第12条 <u>公開請求に係る事務手数料は、無料とする。</u></p> <p>2 請求者は、請求情報の写しの交付及び送付を求めるときは、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。</p>	<p>目次 (略)</p> <p>第1章 (略)</p> <p>第2章 区政情報の公開手続</p> <p>第7条～第11条 (略)</p> <p>(公開の事務手数料等)</p> <p>第12条 <u>区政情報のうち、実施機関が行う許可、認可、確認その他これに類する行為又は実施機関に対して行う事業所開設等の届出で規則で定めるもの(以下「許可等」という。)に関して調製し、又は保管する公簿等について、その全部又は一部を公開する場合は、事務手数料を徴収するものとする。</u></p> <p>2 <u>前項の規定により徴収する事務手数料の額は、1件につき300円とし、請求者から公開の際に徴収する。この場合の件数の計算については、許可等の申請又は届出ごとに1件とし、これによることが適当でない場合は、実施機関の定めるところによる。</u></p> <p>3 <u>区政情報の公開請求が次の各号のいずれかに該当する場合は、実施機関は、請求者の申請により、前項に定める事務手数料を免除することができる。</u></p> <p>(1) <u>許可等の当事者からの公開請求であるとき。</u></p> <p>(2) <u>許可等の利害関係人からの公開請求で、営利のための請求でないとき。</u></p> <p>(3) <u>公益上の理由による公開請求であるとき。</u></p> <p>(4) <u>中野区事務手数料条例(昭和33年中野区条例第2号)第5条に規定する事由に該当する公開請求であるとき。</u></p> <p>4 請求者は、請求情報の写しの交付を求めるときは、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。第1項の規定により事務手数料を納付する場合も、同様とする。</p>

第12条の2 (略)

第3章・第4章 (略)

附則 (略)

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第12条の規定は、この条例の施行の日以後に行われる中野区区政情報の公開に関する条例第10条第1項の規定による請求情報の公開の決定（当該決定の内容が請求情報の全部又は一部を公開するものに限る。以下同じ。）について適用し、この条例の施行の前に行われた同項の規定による請求情報の公開の決定については、なお従前の例による。

第12条の2 (略)

第3章・第4章 (略)

附則 (略)